

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算等について

1 届出書の提出期限

算定のタイミング	届出書類		提出期限
4月から算定する場合	①	処遇改善計画書	令和8年4月15日（水）
	②	加算届（様式第5号） 体制状況一覧表（別紙1-1、1-2） ※前年度に算定した区分から変更する場合	令和8年4月15日（水）
年度途中から算定する場合	③	処遇改善計画書	算定する月の前々月の末日 新規指定事業所も同様
	④	加算届（様式第5号） 体制状況一覧表（別紙1-1、1-2）	算定する月の前月15日

※ 郵送で提出する場合は締切日の消印有効

※ ②加算届及び体制状況一覧表については、令和8年3月4日付け7障第3143号通知に基づく加算届を提出する場合は、1つにまとめて作成し、御提出ください。

2 提出先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市福祉部障がい福祉課施策係 宛

- ・届出書類に必要事項をご記入の上、窓口又は郵送にて提出してください。
- ・指定権者が岡崎市以外の障がい福祉サービス事業所等（障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設・障がい児通所支援事業所・障がい児入所施設）を運営する法人は、全ての指定権者への申請が必要です。

3 処遇改善計画書

書類一覧	岡崎市への提出書類
別紙様式2-1 処遇改善加算 統括表	○
別紙様式2-2 処遇改善加算 個票（4、5月）	○
別紙様式2-3 処遇改善加算 個票（6月以降）	○

※一部の共通項目は基本情報入力シートに入力することで反映されます。サービスごとに算定区分が異なりますので、基本情報入力シートの入力については事業所単位ではなくサービス単位で記載し、各サービスの算定区分を明確にすること。

4 算定区分について

- ・処遇改善加算を令和8年4・5月に算定する場合は区分Ⅰ～Ⅳのいずれか、6月以降に算定する場合はⅠイ・ロ、Ⅱイ・ロ、Ⅲ、Ⅳ、処遇改善加算のいずれかの区分を選択すること。
- ・Ⅰ、Ⅰイ・ロを算定する場合は、福祉専門職員配置等加算又は特定事業所加算も合わせて算定していること。

- ・ I、II、Iイ・ロ、IIイ・ロを算定する場合は、障がい福祉サービス等情報公表制度（WAMNET）で算定状況及び職場環境等要件について記載すること。